

令和元年台風第19号により被災された方の 宮古市被災者支援サポートブック

令和6年6月版

目次

- | | |
|---------------------|------|
| ○ 住まいに関する支援制度 | P1～2 |
| ○ 税金に関する支援制度 | P2～3 |
| ○ 医療に関する支援制度 | P3 |
| ○ 介護・子育て・福祉に関する支援制度 | P4 |
| ○ 各種相談窓口のご案内 | P4 |

現在活用できる支援制度等をまとめています。
既に終了している場合もありますので、詳しくは各担当窓口へお
問い合わせください。



○ 住まいに関する支援制度

◇ 建築住宅課 公営住宅係 Tel0193-68-9107 市役所3階

● 被災者定住促進住宅建築利子補給事業補助金

期限: 令和7年3月31日(月)

・ 半壊以上かつ流失・解体

★ 再建場所は市内に限定

★ 加算支援金(補修)を受けた場合は、申請不可

住宅ローンを組んだ場合の建物分利子への補助

・ 被災した自宅に替わる住宅を市内に建築または購入する場合の住宅ローン利子の一部を補助

被災住宅	持家	借家
上限額	465万円	250万円

◇ 都市計画課 管理計画係 Tel0193-68-9108 市役所3階

● 浸水宅地等復旧支援事業

期限: 令和7年3月31日(月)

・ 建物の一部損壊以上または被災宅地危険度判定中被害以上

・ 災害時に自ら居住していた住宅の宅地等が被災し、右記に掲げる工事等を行い、引続き居住する方(事業用の土地は助成対象外)

★ 再建場所は市内に限定

★ 宅地のみの被害の場合は、市で現地確認のうえ、宅地危険度を判定します。

★ その他、申請には各種条件がありますので、施工前にご相談ください。

台風により被災した宅地の復旧工事費を助成

・ 20万円以上の工事費の1/2を補助(上限50万円)

助成対象工事

・ のり面の保護工事

・ 側溝などの排水施設の設置工事

・ 地盤の補強工事および整地工事

・ 擁壁の設置工事および補強工事

・ 地盤調査など

◇ 農林課 林政係 Tel0193-68-9097 市役所2階

● みやっこ木材活用事業補助金

期限: 完成する年度の年度末

・ 被災要件なし

★ 対象は新築・増築・リフォームする住宅、店舗又は事務所等

★ 建築場所は市内に限定

新築・増築・リフォームする木造建築を補助
(新築・増築)

県産材を80%以上かつ10m³以上使用し、そのうち2分の1以上は宮古市内で伐採されたものを使用。

・ 一棟あたり上限 30万円

(リフォーム)

県産材を0.15m³以上使用し、そのうち2分の1以上は宮古市内で伐採されたものを使用。

・ 一棟あたり上限 20万円 (県産材使用5.0m³以上)

・ 一棟あたり上限 10万円 (県産材使用5.0m³未満)

● 木質バイオマスストーブ補助金

・ 通年事業

・ 被災要件なし

★ 設置場所は市内に限定

二次燃焼等機能付薪ストーブ・ペレットストーブの設置を補助

・ 上限 10万円

・ 設置経費の1/3を補助

◇エネルギー推進課 エネルギー推進係 TEL0193-68-9079 本庁舎4階

住宅向けの太陽光発電システム、蓄電池システム導入に対する補助金や、省エネ機器の更新に対する補助金があります。
詳しくは、お問い合わせください。

◇生活課 被災者支援室 TEL0193-68-9136 市役所1階

● 宮古市災害義援金の配分

・ 全壊、大規模半壊・半壊

★ 基礎支援金・支援金を申請した世帯主に対し、指定の口座へ振り込み
(別途申請不要)

・ 一部損壊(準半壊)、一部損壊

申請期間:令和2年3月2日(月)～

★ 生活安全係窓口に申請書を提出した世帯主に対して指定の口座へ振り込み(要申請)

■ 申請時に用意する物

◇印鑑

◇り災証明書

◇振込先金融機関名と口座番号が分かるもの(申請者と同じ名義のもの)

☑ 住宅に被害を受けた世帯へ配分(固定額) R6.3.31現在

り災判定	全壊	大規模半壊・半壊
国・県等	762, 100円	381, 000円
市	30, 500円	15, 250円
合計	792, 600円	396, 250円

☑ 住宅に被害を受けた世帯へ配分(固定額) R6.3.31現在

り災判定	一部損壊(準半壊)	一部損壊
国・県等	76, 200円	38, 100円
市	2, 100円	1, 100円
合計	78, 300円	39, 200円

○ 税金に関する支援制度

◇税務課 資産税係 TEL0193-68-9073 市役所2階

● 固定資産税の特例・減免

①被災代替住宅用地の減免

・ 被災住宅用地の所有者などが、それに代わる土地(被災代替土地)を令和元年10月12日から令和6年3月31日までの間に取得した場合は、被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3カ年度分は、その土地を住宅用地とみなし減免します。

☑ 申請が必要

★ 被災代替土地を取得後に、宮古市税務課へ申請

★ 減免は、被災土地1件につき、一度のみです。

②被災代替家屋の特例

・ 滅失・破損した家屋(被災家屋)の所有者などが、それに代わる家屋(被災代替家屋)を令和6年3月31日までの間に取得(中古も含む)し、または改築した場合には、被災代替家屋にかかる税額のうち被災家屋の床面積に相当する分について、4カ年度分は、2分の1を減額します。

☑ 申請が必要

★ 被災代替家屋を取得等後に、宮古市税務課へ申請

★ 特例は、被災家屋1棟につき、一度のみです。

③被災代替償却資産の特例

・ 滅失・破損した償却資産の所有者などが、その償却資産に代わる償却資産(被災代替償却資産)を令和6年3月31日までの間に、被災区域において取得し、または改良した場合には、課税標準額が4カ年度分は、2分の1となります。

☑ 申請が必要

★ 償却資産申告時に併せて、宮古市税務課へ申告

★ 特例は、被災償却資産1件につき、一度のみです。

● 下記の税について、減免、軽減を受けることができます場合があります。

項目	内容	お問い合わせ先
個人事業税	個人の事業主に課税される税	◆宮古地域振興センター 県税室 TEL0193-64-2212
不動産取得税	土地や家屋の取得時に課税される税	
固定資産税	土地・家屋・償却資産に毎年課税される税	◆税務課 資産税係 TEL0193-68-9073
国民健康保険税	国民健康保険加入者の世帯主に課税される税	◆税務課 市民税係 TEL0193-68-9072
軽自動車税	軽自動車などに毎年課税される税	
住民税	個人所得に応じて課税される税	
所得税		
贈与税	個人から財産をもらったときに課税される税	◆宮古税務署 TEL0193-62-1921
印紙税	課税物件に対する文書に対して課税される税	◆盛岡地方法務局宮古支局 TEL0193-62-2337(音声案内 2番)
登録免許税	登記や登録などについて課税される税	

○ 医療に関する支援制度

◇総合窓口課 国民健康保険係 TEL0193-68-9075 市役所1階

● 国民健康保険加入者の一部負担金の免除

期間:令和元年10月12日～令和4年12月31日診療分

- ・ 半壊以上
- ・ 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病・行方不明
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止または失職
- ★ 〈対象者〉基準日において、世帯主と国民健康保険被保険者全員が、市町村民税を賦課されていないか免除されている方
- ☑ 国民健康保険加入者が医療機関で支払う医療費のうち保険診療分を免除(免除証明書を提示)
- ★ 半壊以上の「り災証明書」の交付を受けた世帯で、免除証明書が交付されていない国民健康保険加入者は申請が必要
- ・ 医療機関に支払い済みの場合は、払い戻しについて総合窓口課国民健康保険係へ要相談

◇総合窓口課 医療給付係 TEL0193-68-9076 市役所1階

◇岩手県後期高齢者医療広域連合 TEL019-606-7500

● 後期高齢者医療制度加入者の一部負担金の免除の助成(市)

期間:令和元年10月12日～令和4年12月31日診療分

- ・ 半壊以上
- ・ 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病・行方不明
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止または失職し現在収入なし
- ★ 〈対象者〉基準日において、後期高齢者医療被保険者本人とその世帯員全員が、市町村民税を賦課されていないか免除されている方
- ★ 広域連合が行う一部負担金免除を受けていた方は申請不要
- ☑ 後期高齢者医療制度加入者が医療機関で支払う医療費のうち保険診療分を払い戻し
- ★ 広域連合の免除制度による一部負担金の減免や高額療養費、他制度での医療費助成など、他制度からの給付を除く金額を助成

○ 介護・子育て・福祉に関する支援制度

◇こども課 保育係 Tel0193-68-9088 市役所1階

- 児童館使用料などの免除 期間:令和元年10月12日～令和4年12月31日利用分
 - ・ 半壊以上
 - ・ 世帯の生計中心者が災害により失業・休業し、令和元年の世帯収入額が平成30年に比べ10分の3以上減少
 - ★(対象者)基準日において、利用する児童の居住する世帯員全員が、市町村民税を賦課されていないか免除されている方。
- ☑ 使用料を全額免除
 - ・ 児童館使用料
 - ・ 学童の家使用料
 - ・ へき地保育所使用料

○ 各種相談窓口のご案内

◇岩手県地域型復興住宅推進協議会 事務局(一社)岩手県建築士事務所協会 Tel019-651-0784

- 岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度
- ☑ 工務店や不動産情報を紹介

家を建てたい方、補修・改修したい方が工務店を円滑に見つけられるよう、また工務店などが工事を円滑に進められるよう、工務店紹介支援、不動産紹介支援、職人融通支援、資材確保支援を行う。

◇生活課 被災者支援室 Tel0193-68-9136 市役所1階

- 被災者の総合相談窓口
- ☑ 公的支援制度などを総合的に説明

令和元年台風19号により被災された方の宮古市被災者支援サポートブック

令和6年6月 発行(編集)

宮古市 市民生活部 生活課 被災者支援室

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

(直通) TEL 0193-68-9136 FAX 0193-63-9110

(代表) TEL 0193-62-2111

宮古市ホームページ <http://www.city.miyako.iwate.jp/>